

議案第5号

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

## 鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令案の概要

### 1 改正の理由

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、佐賀県知事の権限に属する事務のうち、市内小中学校に在籍する県費負担教職員の児童手当の受給資格の認定等に係る事務（以下「移譲事務」という。）を鳥栖市が処理することによるもの

### 2 改正の内容

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務となった当該移譲事務を学校運営支援室長（学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長）に委任することとする。

### 3 施行日

令和4年4月1日

ただし、引用条項の改正規定については、令和4年6月1日から施行する。

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令案

第1条 鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程（平成23年教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、<u>佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)第2条第1項第2号に該当する職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、同条例第23条の3の規定により市が処理することとなる事務</u>を学校運営支援室長(学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長)に委任する。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、<u>次に掲げる事務</u>を学校運営支援室長(学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長)に委任する。</p> <p>(1) <u>佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)第2条第1項第2号に該当する職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、同条例第23条の3の規定により市が処理することとなる事務</u></p> <p>(2) <u>児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)</u></p> <p>ア <u>法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による受給資格及び児童手当(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。)の額の認定</u></p> <p>イ <u>法第9条第1項及び第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当の額の改定</u></p> <p>ウ <u>法第26条第1項及び第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出等の受理</u></p>

第2条 鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事務を学校運営支援室長(学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長)に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)</p> <p>ア 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による受給資格及び児童手当(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。)の額の認定</p> <p>イ 法第9条第1項及び第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当の額の改定</p> <p>ウ 法第26条第1項及び第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出等の受理</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事務を学校運営支援室長(学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長)に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)</p> <p>ア 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による受給資格及び児童手当(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。)の額の認定</p> <p>イ 法第9条第1項及び第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当の額の改定</p> <p>ウ 法第26条第1項及び第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出等の受理</p>

#### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年6月1日から施行する。